

第3章 指導、勧告その他の措置（法第43条）

【個人情報保護法】

（個人情報保護指針）

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

第2項 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

対象事業者の個人情報の取扱いが、本指針に違反していると認められるときは、当協会は、法第43条第2項の規定に基づき、当該対象事業者に対して、次のとおり指導、勧告その他の措置をとるものとする。

1. 指導

当該対象事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるよう口頭又は文書により指導するものとする。

2. 勧告

前項の規定による指導を受けた対象事業者が正当な理由なくその指導に従わなかった場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、その指導に係る措置をとるべきことを文書により勧告するものとする。

3. その他の措置

前項の規定による勧告を受けた対象事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合には、別に定めるところにより、当該対象事業者の対象事業者たる資格を停止し、又は当該対象事業者の登録を取消すものとする。